

地方独立行政法人山梨県立病院機構に係る評価の基本的な考え方

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会
平成 22 年 7 月 28 日 決定

地方独立行政法人法第 28 条及び第 30 条の規定に基づいて地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっては、以下の考え方に基づくものとする。

1. 評価の基本方針

- (1) 評価の目的は、法人の業務の質の向上や業務運営の改善及び効率化に資することとする。
- (2) 評価の結果は、県民に分かりやすく中期目標の達成に向けた法人の取組状況や達成状況を示すこととする。
- (3) 評価に当たっては、業務の質の向上等の特色ある取り組みや様々な工夫を特に積極的に評価することとする。
- (4) 評価の方法は、法人を取り巻く環境の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。
- (5) 法人の業務運営のあり方が、一層適切なものとなるよう、必要に応じて計画等の見直しについて意見を提出することとする。

2. 評価の種類

- (1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）
年度評価は、各事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して、業務の実績の全体について総合的な評価を行う。
なお、各事業年度の半期時点において、年度計画の進捗や収支の状況を把握し、年度計画の達成状況を確認する。
- (2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）
中期目標期間評価は、中期目標期間における中期目標の達成状況の調査及び分析を行い、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して、業務の実績の全体について総合的な評価を行う。
なお、中期目標の達成状況を目標期間途中で確認し、その進捗を促すとともに、達成状況を次期中期目標に反映させるため、3 年経過時点で暫定的な評価を行う。

3. 評価の方法

- (1) 評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と中期目標期間終了時及び中期目標期間中途に実施する「中期目標期間評価」とも、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、年度計画及び中期計画の項目ごとに、法人が自己評価を行い、これをもとに評価委員会が評価を行う。「項目別評価」は、S・A～Dの5段階で評価を行う。
- (3) 「全体評価」は、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期計画の全体的な進捗状況、中期目標の全体的な達成状況について総合的に評価する。
- (4) 「年度評価」及び「中期目標期間評価」に係る評価基準等は、別に定める。

4. 評価の進め方

(1) 報告書の提出

法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3ヶ月以内に、自己評価を含む当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出する。

(2) 評価の実施

評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績の調査及び分析を行い、総合的な評価を行う。

(3) 意見申立て機会の付与

評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果（案）に対する意見申立て機会を付与する。

(4) 評価結果の公表

評価委員会は、評価結果を確定した際には、結果を法人に通知し、知事に報告するとともに、県ホームページにおいて公表する。

5. その他

この「基本的な考え方」については、評価委員会で協議し、改正することができる。